



茨木市 CSW
活動報告書

2019

特集：みんなに居場所があるまち茨木をめざして



令和元年度 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

はじめに

茨木市内コミュニティソーシャルワーク協議会は、これまで年度ごとにテーマを設定して、地域の方々をはじめ関係機関と連携を密に図り、様々な課題を抱えて生活に困窮されている方の自立への支援や、地域で支え合う仕組みづくりを中心に活動してまいりました。

こうした取り組みから、CSWの役割を広く理解していただけるようになり、急を要する事例が発生しても、迅速かつ円滑に対応ができるようになりました。

そして、2019年度の取り組みのテーマを「こども・若者よりそいネットをひろげる～みんなに居場所があるまち茨木をめざして～」と題し、高齢化社会と同様に社会問題となっている不登校、ひきこもりなどの若い世代に焦点を当て、社会参加への第一歩を踏み出せるよう支援してきました。

この報告書は、今年度の取り組みを中心にCSWの活動を様々な角度から紹介するもので、普段より地域において活発に支援活動を行っておられる団体や個人、行政機関の多くの方々にご覧いただき、CSWの活動や役割をより一層、ご理解いただくことで、今後さらに円滑な連携が図れればと思います。

今後ともCSWの活動に対して、温かいご支援とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会
会長 神野 享士

目次

はじめに	・・・1
1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは	・・・3
2. 要援護者に対する個別相談業務実績	
(1) 相談者数とその内訳	・・・4
(2) 相談経路	・・・5
(3) 相談内容	・・・6
(4) つながった機関や団体	・・・7
3. 茨木市健康福祉セーフティネット	・・・8
4. 特集『みんなに居場所があるまち茨木をめざして』	・・・10
5. 個別相談支援	
(1) 既存のサービスや機関、団体につなげようと考えているケース	・・・12
(2) ニーズはあるが社会資源がないケース	・・・13
6. 「生活困窮者自立支援事業」への協力	・・・14
7. 「福祉まるごと相談会」への協力	・・・14
8. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会	
(1) 評価検討部会	・・・15
(2) 福祉活動交流会部会	・・・16
(3) 周知部会	・・・17
資料	・・・18
おわりに	・・・22

1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは

大阪府は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として「大阪府地域福祉支援計画」を平成 15 年 3 月に策定し、その中で、地域における見守り・発見、つなぎを行う「地域保健福祉セーフティネット構想」を示しました。その後、府の健康福祉分野の単独施策を整理し、再構築を図るため、平成 16 年 2 月に「大阪府健康福祉アクションプログラム」を策定し、改めて「地域の健康福祉セーフティネット」を重点施策として位置づけ、平成 16 年 7 月に「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」を制定しました。この事業は、市町村が実施主体となり、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を必要とするあらゆる方（要援護者）やその家族・親族等への支援を通じて、要援護者の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的としています。

茨木市では、府の実施要綱に基づき、社会福祉法人やNPO法人などに委託して、平成 18 年 4 月から 2～3 小学校区ごとに計 14 か所の「いきいきネット相談支援センター」を設置し、それぞれに 1 名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

CSWは、福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへのつなぎ、各種サービス利用申請の同行など要援護者への支援を行います。さらに、困難な支援ニーズや複数の機関等との連携が必要な事例に関して、見守りやサービスなどの調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成するケース検討会（健康福祉セーフティネット会議）を開催することにより、地区福祉委員や民生委員・児童委員など地域で見守り活動をする方が課題を 1 人で抱え込まないようにするとともに、地域で支えるセーフティネットの体制づくりを行っています。

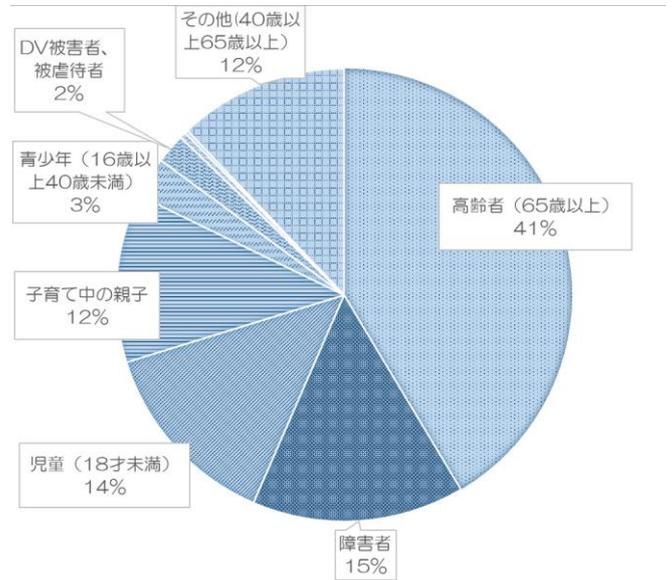
2. 要援護者に対する個別相談業務実績

(1) 相談者数とその内訳



相談者数	2,144名
------	--------

分類	延べ件数	件数
高齢者 ^{※1} (65歳以上)	5,715	1,129
障害者 ^{※2}	3,681	411
児童(18才未満)	1,337	373
子育て中の親子	2,679	328
青少年 ^(16歳以上40歳未満)	822	79
DV被害者、被虐待者	494	58
外国人	259	12
ホームレス	21	6
その他 ^(40歳以上65歳以上)	2,497	329
合計	17,505	2,725

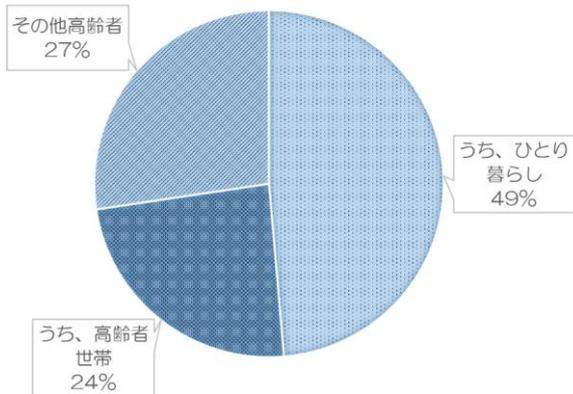


平成31(令和元)年度の相談者数は2,144名でした。前年度は2,226名で総数は少し減りましたが、児童(18歳未満)・青少年(16歳以上40歳未満)の件数が合わせて452件と、前年度(271件)に比べ約1.7倍に増えました。

高齢者の内訳はひとり暮らしの方が49%を占め、障害者の内訳は59%が精神障害に該当する方の相談でした。

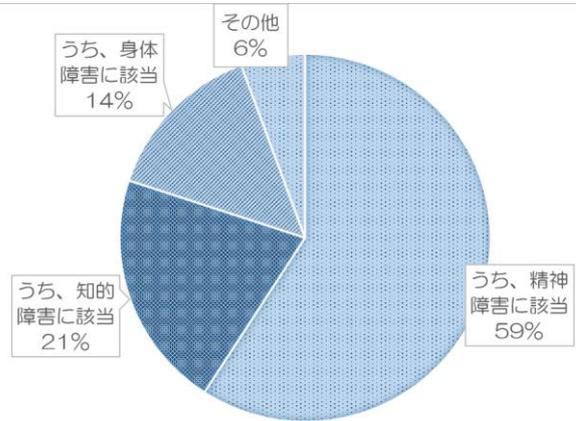
※1 高齢者

分類	延べ件数	件数
高齢者（65歳以上）	5,715	1,129
うち、ひとり暮らし	3,175	549
うち、高齢者世帯	1,152	271
その他高齢者	1,388	309



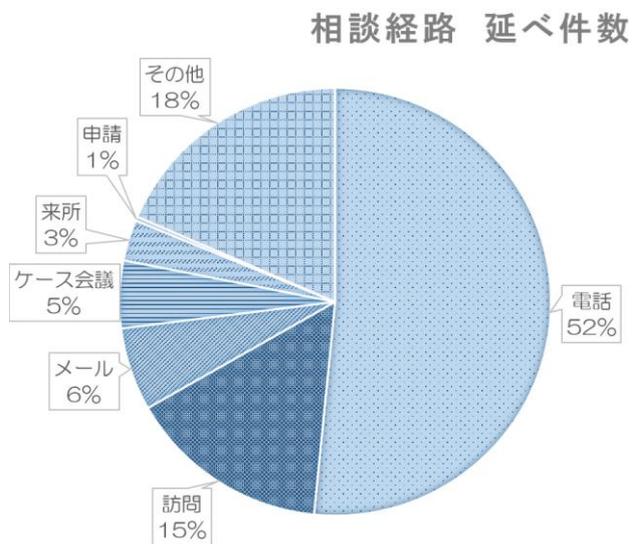
※2 障害者

分類	延べ件数	件数
障害者	3,681	411
うち、精神障害に該当	2,606	243
うち、知的障害に該当	560	86
うち、身体障害に該当	461	59
その他	54	23



(2) 相談経路

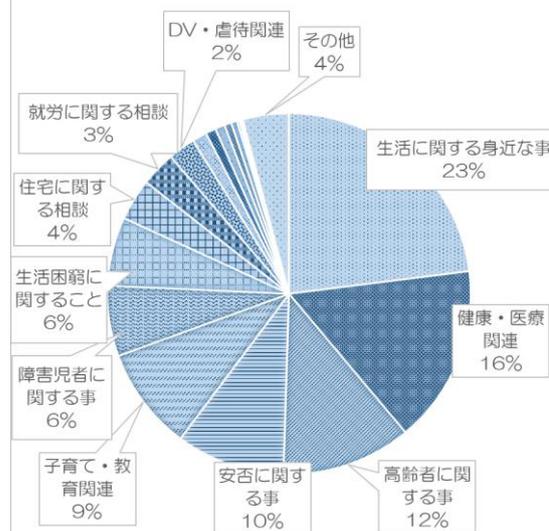
分類	延べ件数	件数
電話	7,055	1,187
訪問	2,075	571
メール	859	111
ケース会議	698	395
来所	423	188
申請	42	28
その他	2,530	918
合計	13,682	3,398



相談経路の総合計は、延べ 13,682 件でした。「電話」が最も多く、延べ 7,055 件で 52%と全体の半数以上を占めています。次いで「訪問」が、延べ 2,075 件、15%。年々「メール」での相談が増加しており、今年度は延べ 859 件、6%を占めました。

(3) 相談内容

相談項目別	延べ件数	件数
生活に関する身近な事	5,967	798
健康・医療関連	4,136	604
高齢者に関する事	2,995	742
安否に関する事	2,520	477
子育て・教育関連	2,392	528
障害児者に関する事	1,636	230
生活困窮に関する事	1,600	210
住宅に関する相談	967	135
就労に関する相談	807	129
DV・虐待関連	628	162
その他の福祉制度	340	78
財産管理・権利擁護に関する相談	237	21
年金に関する相談	222	61
地域活動・ボランティア関連	163	58
ローン・多重債務関連	137	32
外国人に関する相談	52	8
当事者組織に関する相談	42	11
消費者問題に関する相談	39	14
その他	1,067	287
合計	25,947	4,585



相談内容の総合計は、延べ 25,947 件で昨年比 2,824 件増でした。「生活に関する身近な事」が最も多く、延べ 5,967 件、23%を占めています。次いで「健康・医療関連」が延べ 4,136 件で 16%。「高齢者に関する事」が延べ 2,995 件で 12%。平成 30 年度に大阪北部地震や台風の影響で増加した「住宅に関する相談」は今年度減少しています。

コラム 1

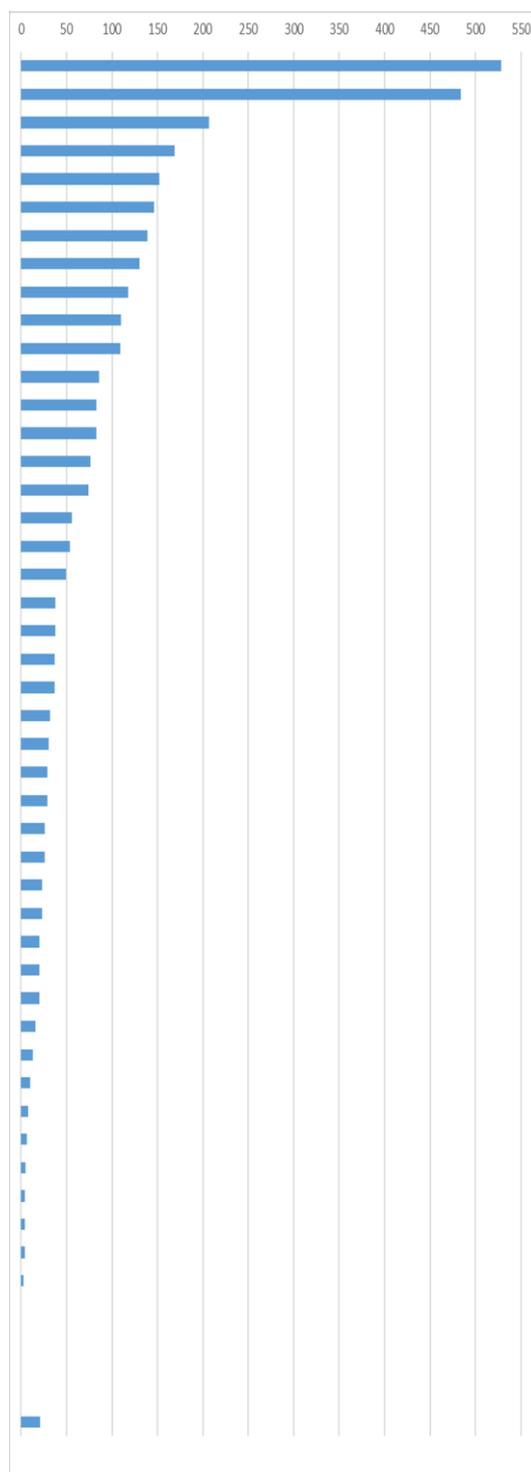
令和 2 年、年が明けるや否や世界的に猛威を振るい私たちの日常生活に不安をもたらした新型コロナウイルス。年度末には感染拡大予防のため地域活動や各種イベント、会議や研修も開催できなくなりました。

東京オリンピック 2020 も 1 年後への延期が決まり収束の見通しが立たない中、CSW の個別支援・地域支援にも変化がみられています。

3 月、一時的に減少した相談件数ですが、今後、医療や就労、生活困窮に関する相談が増えることが予想されています。

(4) つながった機関や団体

項目	件数
民生委員・児童委員	528
地域包括支援センター	484
高齢者関連事業所	207
相談支援課	169
中学校	152
主任児童委員	146
小学校	139
医療機関	130
C S W	118
障害者相談支援事業所	110
S S W	109
生活福祉課	86
一般ボランティア	83
地区福祉委員会	83
自治会	76
ユースプラザ	74
子育て支援課	56
保健医療課	54
障害サービス事業所	49
いのち・愛・ゆめセンター	38
警察・消防	38
こども政策課	37
フードバンク	37
社会福祉協議会	32
引きこもり支援関係機関	30
子ども家庭センター	29
大阪府社会福祉協議会	29
保育園(所)・幼稚園	26
住宅関連業者	26
子ども若者自立支援センター	23
法律関係相談窓口	23
障害福祉課	20
子育て支援団体	20
就労支援関係機関	20
その他の学校	16
保健所	13
女性相談関連機関	10
保険年金課・保険年金関係機関	8
学校教育推進課	6
地域福祉課	5
長寿介護課	4
保育幼稚園課	4
学童保育課	4
教育センター	3
学務課	0
青少年課	0
当事者の会・家族会	0
消費生活センター	0
その他	21
合計	3375



つながった機関や団体の合計は、3,375件に上り昨年比1,058件増でした。「民生委員・児童委員」が最も多く、528件。次いで「地域包括支援センター」が484件、「高齢者関連事業所」が207件と続いています。今年度のテーマを「こども・若者よりそいネットを広げる～みんなに居場所があるまち茨木をめざして～」と掲げ、中学校区でのセーフティネット会議の立ち上げを進めたこともあり、「中学校」「主任児童委員」「小学校」が昨年と比較し2.6～3倍に増加しました。

3. 茨木市健康福祉セーフティネット

●茨木市健康福祉セーフティネット＝いきいきネットとは

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢・障害・ひとり親家庭・困窮などで社会的援護が必要になっても孤立することなく、支え合う地域社会を目指す体制が、茨木市健康福祉セーフティネット＝いきいきネットです。

要援護者の個別支援から見えてくる地域課題を取り上げ、地域の実情に応じた資源の活用・開発へと導くのがCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割です。

●セーフティネットの機能

福祉サービスは「行政による措置」の時代から、「自らが決定し利用するもの」へと変化しました。福祉のニーズも多様化しており、多くの情報やサービスの中から適切な選択をするには、専門的な知識が必要となっています。

① 身近な相談窓口にて、発見・予見のできる体制を作ります。

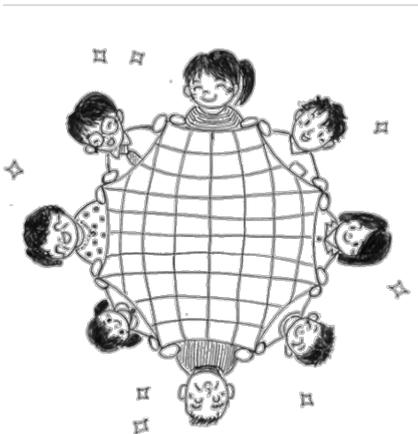
どこに相談すればいいかわからないまま問題を抱えている人を地域の中で発見し、適切な相談支援やサービス利用へとワンストップでつなぎます。

② 地域での総合的な相談支援の仕組みをつくります。

地域の福祉関係者（民生委員・地区福祉委員など）・行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・CSW など、専門的な技術・価値を持った人や機関が連携し、地域でのネットワークを構築します。

③ 要援護者の声を受け止め継続的な支援を行います。

問題解決後も再発防止・新たな問題の発生に備え、継続的な見守り支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域をつくります。



コラム 2

平成31（令和元）年度、市内全小学校区のセーフティネット会議開催実績は198回でした。現在中学校区ごとのセーフティネット会議の立ち上げが各地で進んでいます。

ひきこもりにつながる可能性のある不登校のケースが増えてきていることもあり、教育と福祉の連携が不可欠となっているため、学校・SSW・主任児童委員などと協働し、地域で子ども家庭を支える仕組みを、地域の実情に応じて整えていくことを目指しています。

●健康福祉セーフティネット会議について

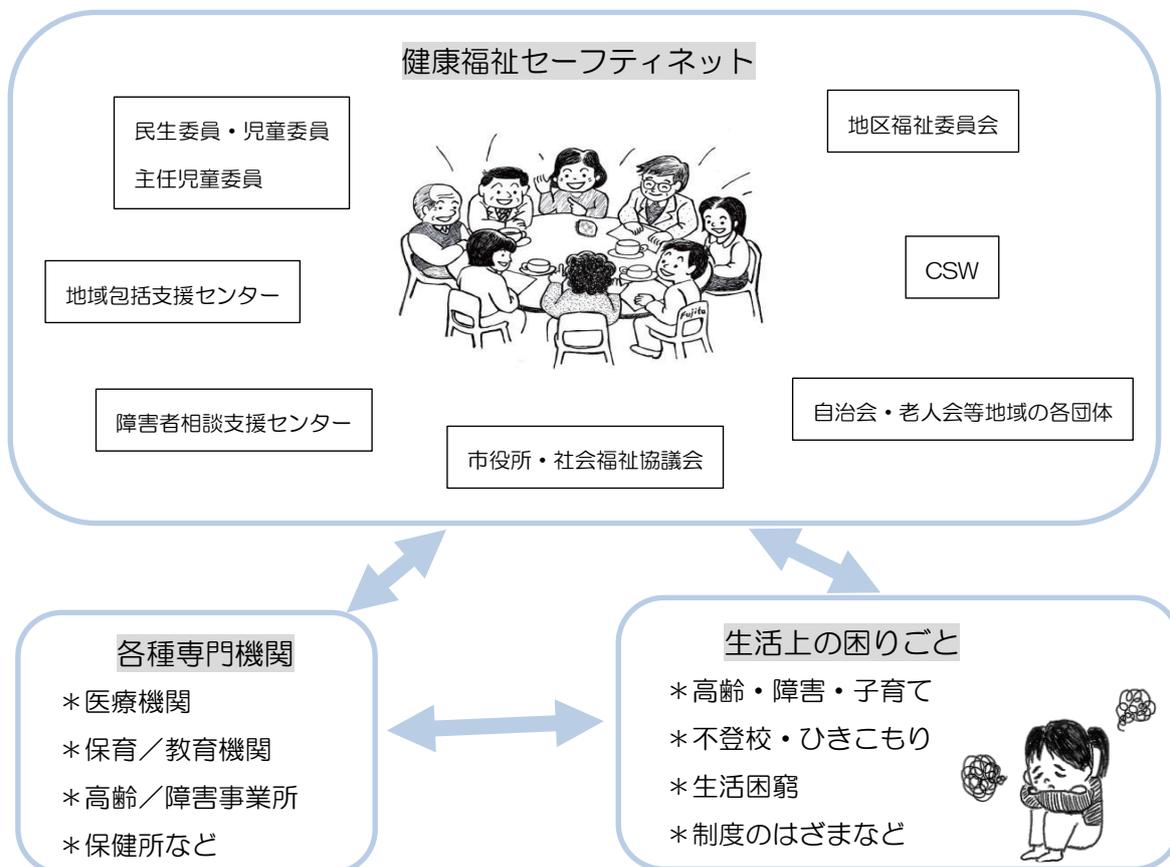
健康福祉セーフティネット会議は現在、茨木市内32の全小学校区にて、CSWが事務局となり定期的を開催しています。対象を限定しないで危機介入から日常生活支援まで幅広いケースに対応したり、地域課題について検討したり、専門家を招いて勉強会を開いたり、地域性に応じた内容で進めています。

開催頻度（毎月～数ヶ月ごと）や構成メンバー、内容も地域ごとに異なりますが、誰もが安心して暮らせるよう、住民主体で解決すべき問題・共通課題に取り組む過程で、地域力を高めていくことを目的に行っています。

<主な内容>

- * 地域住民・専門職にて把握しているケースの検討
- * 地域福祉に関する情報共有・伝達
- * 勉強会・研修会
- * 社会資源の活用・創出他、地域福祉に関わること
- * 地域課題の把握

<イメージ図>



4. 特集『みんなに居場所があるまち茨木をめざして』

私たち CSW は、地域住民の悩みを聞く中で、あらゆる問題は「居場所がない＝孤立」に起因することが多いと感じています。問題の深刻化を防ぐためには、誰もが「自分の居場所がある」と実感することが大切です。これまでに CSW が関わり、それぞれの居場所へとつながったケースを、年代別にピックアップしました。

こんな相談（孤立感）があります

CSW が関わって…居場所へのつなぎ

乳幼児期（子育て世帯）

妊娠後期だが、お金がなく受診していない…
体調が悪く、無事に出産できるか、産後の生活にも不安しかない。

保健医療課^{*1}から CSW につながり、課題を整理し生活保護へつなぐ。
検査入院を経て定期通院の支援や、善意銀行^{*2}・社会貢献事業^{*3}などで生活環境を整備する。
出産後は子ども家庭センター^{*4}や子育て支援課^{*1}、保健医療課と連携し子育て環境を調整、
つどいの広場^{*5}や子育てサロン^{*5}を案内する。



小中学生

母が亡くなり、
父子家庭になった中学生。
父親は 20 時以降の帰宅で、
不登校・孤食・昼夜逆転・
勉強の遅れがみられる。

安心できる居場所として地域のぷらっとホーム
カフェ^{*6}につなぎ、勉強をみしてくれる大学生を
コーディネートする。カフェにて主任児童委員・
民生委員・福祉委員など、
地域の人とのつながりが広がる。



15～39 歳

大学中退後、無職。両親と
3 人暮らし。父の介護や
買物には協力的。

父のケアマネジャーが母と話し合い CSW に
つながる。くろす^{*7}につなぎ定期面談、CSW も
同席し現状を把握する。市役所内実習・採用試験を
経て、現在はスマイルオフィス^{*8}の臨時職員として
勤務。



40～64歳

50代ひきこもり状態の男性。「本当は普通の生活…仕事に行って、食事をして…がしたい」と話す。

生活保護の申請、精神科通院再開を支援。
落ち着いた頃に地域のぷらっとホームカフェへ誘い、
そのつながりで福祉委員会のボランティアを始められる。

65歳以上

80代で病気がちな両親と、
精神障害疑いでひきこもり
状態の50代の長男、
50代次男の4人暮らし。

保健所を通し精神科訪問医につなげるが長男は拒否。
内科医に依頼し、長男の相談に乗ってもらう。
両親には保健所の研修会、家族の会を案内し、
地域包括支援センター・ケアマネジャー・
CSWが相談に乗る。民生委員にも福祉委員会の
案内を届けるなどして関わってもらう。

- <参考> ※1：茨木市の担当課 ※2：茨木市社会福祉協議会での物資支援事業
※3：大阪府社会福祉協議会・社会福祉法人による、制度の狭間にある生活困窮者へのレスキュー事業
※4：大阪府の児童相談所 ※5：身近な地域にあり、子育て中の誰もが気軽に利用できる資源
※6：茨木市社会福祉協議会・地区福祉員会による地域の居場所事業
※7：不登校・ひきこもり状態の本人・家族を専門的に支援する、子ども・若者自立支援センター
※8：市役所内にて障害のある人などを短期間雇用する事業

<特集まとめ>

少子高齢化・社会環境の変化により、どの年代でも生活上のストレスを抱える昨今ですが、安心できる人との関わりやホッとできる場があれば、その人らしく暮らしていくことができます。孤立して不安などを抱え込んでしまっている方・上手くSOSを発信できない方に寄り添い、それぞれの居場所につなぐ活動や地域での居場所作りを、CSWはこれからも進めていきます。

5. 個別相談支援

(1) 既存のサービス、機関や団体等につなげようと考えているケース

～現状・方向性～

1. 認知症の母と知的障害のある妹を、働きながらみている女性への支援
繰り返される母の徘徊もあり、地域包括支援センターと共に介護保険サービスの利用を勧めるも、環境の変化に対する不安が強く支援が進まない。デイサービスなどの情報提供を続けている。
2. 無年金で持病のある母と長期入院中の父、うつ病で就労している娘の世帯への支援
移動手段である車を手放すことに抵抗があり躊躇されているが、経済的困窮に対し生活保護の申請を提案している。
3. 物取られ妄想がひどい無職の40代独居女性への支援
病識がなく男性支援者への拒否があったため、保健所と共に女性相談員での支援を調整。あすてっぷ（就労・自立支援）につなぎたい。
4. 母の介護疲れでうつ病を発症し、退職した40代男性への支援
貯金を切り崩し何とか生活されているが、母の入院を機に障害福祉サービス・生活保護の申請について提案している。
5. 家庭内で言い争いが絶えず警察への通報もある、外国人・子育て世帯への支援
関わっている複数の支援機関で見解が異なるため、情報を整理し連携して今後の方向性を検討。家族それぞれの話せる場、居場所作りを進めている。
6. 認知症で部屋の片付けができず、急階段のアパート2階で暮らす独居高齢者への支援
受診や支援への拒否があり気ままに暮らしたいと思われているが、安否確認が必要な状況のため定期的な配食やデイサービスの利用を勧めていきたい。
7. アルコール依存症の50代独居男性への支援
入院治療後、自宅に戻ると再発し、理解力・判断力も低下している状態で受診を拒否されているため、再入院も視野に入れアプローチしている。
8. 地震後倒壊の可能性がある自宅に暮らす、低所得・療育手帳所持50代の方への支援
就労されているが慢性的な困窮状態と、環境の変化に対する抵抗があり転居が難しい。日常生活自立支援事業と生活保護の申請につなぎたい。

(2) ニーズはあるが社会資源がないケース ～希望する社会資源～

1. ニーズに対応したバスルート・移動手段確保のしくみ
高齢化に伴い、移動に困難を抱える方が増え、特に人口減少のある山間部ではバスルート・ダイヤの変更により外出が不便になっている。
2. 障害があっても地域の中でふらっと立ち寄れる場
子育てサロン・いきいきサロンのようにふらっと立ち寄れる居場所が、障害のある方には使いづらい。
3. 40～50代の方が自由に通える居場所
ユースプラザ・シニアプラザ・多世代交流センターには年齢制限があり、狭間の年代に対応できる施設がない。
4. 全ての手続きを1カ所で済ませることができるようなシステム
指定難病で各種補助の必要な方が、各所への手続きに苦労されている。
5. 無料または安価で片付け・掃除ができるチーム
物があふれ衛生状態の良くない環境に暮らす方への支援で、本人納得の上環境改善できる仕組みがない。
6. 小中学生が自力で移動可能な範囲での居場所
慢性的なネグレクト状態・一人親家庭など、家庭生活に課題がある思春期前後の子ども達が、放課後や長期休みに大人の見守りのもと安心して過ごせる場がない。
7. ひきこもり状態にある方が、安心して出かけられる身近な居場所
既存の制度や資源では対応が難しいケースにおいて、生きづらさを抱える方に必要な場がない。

このように CSW は、個別支援から見えてくる地域課題を把握し、連携支援を通して地域力を高めながら、ニーズに応じた社会資源の開発へとつながるよう、それぞれの地域で活動しています。



6. 「生活困窮者自立支援事業：くらしサポートセンター

あすてっぴん茨木」（通称：あすてっぴん）への協力

平成 27 年より生活困窮者自立支援制度が施行され、CSW も「あすてっぴん」と連携を図っています。この事業は、働きたくても働けない、住む所がない、金銭管理が難しいなどの困っている状況に対応します。年金生活の高齢者と、同居で無収入の子の世帯で、生活に行き詰るいわゆる 8050 問題の方々などは、社会や地域の中で辛い思いを抱えたまま生活されています。CSW は、そのような状況にセーフティネット機能を用いて発見、把握、寄り添い支援をし、「あすてっぴん」へつないでいます。

平成 31（令和元）年度 CSW と「あすてっぴん」のつなぎは、53 件でした。

7. 「福祉まるごと相談会」への協力

平成 25 年度から行政と地域との共同により定期開催されている「福祉まるごと相談会」は、今年度より地域ごとで見直しが行われ、開催場所・回数が減少しています。市民に身近なコミュニティセンターなどにて、民生委員・児童委員、主任児童委員が相談に応じ、社会福祉協議会地区担当職員、CSW も出席してサポートしています。平成 31（令和元）年度は計 186 回開催され、87 件の相談がありました。

相談内容としては介護保険・認知症・住宅に関する事など、生活に身近なことが多くを占めていますが、ひきこもりや不登校に関する相談も各地域にあり、必要な相談対応・つなぎを行っています。

厚生労働省の掲げる「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」に向けて、茨木市でも相談支援体制の改革が進められているところですが、身近な地域で誰もが気軽に相談できるよう、相談窓口のあり方について CSW としても提言を進めていきます。



8. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

毎月定例で全 CSW が集まり、協議会を運営しています（巻末資料参照）。全体で取り組むテーマに沿って平成 31（令和元）年度は「評価検討部会」「福祉活動交流会部会」「周知部会」を部会活動として行いました。

（1）評価検討部会

今年度新たに発足した部会です。これまでになかった CSW の活動の自己点検表を作成することで、市内に 14 人いる CSW のスキルアップ、及び地域福祉のさらなる推進に寄与することを目的としています。

CSW が地域福祉のコーディネーターとして、実践を各自で振り返ることを目標とし、今年度は自己点検表の作成に取り掛かりました。日頃の業務活動を一つひとつ言語化し、CSW の活動を見える化する作業を行いました。

時には部会メンバーだけではなく、他の CSW もオブザーバーとして参加してもらい、人数を増やして知恵を絞ることもありました。11 月には CSW 協議会にて全員で試行し、意見や感想などを集め、年度後半には見直しや検討を重ねブラッシュアップしていきました。

基本的な姿勢としてソーシャル
ワーカー倫理綱領は大切…
対象者の把握や信頼関係の構築には、
専門的なスキルが必要ですね。

個別支援機能の確認。伴走型支援や
危機介入、権利擁護を進めるにあたり、
その技術を意識的に言語化することで
レベルアップが期待できるのでは…
自己研鑽の項目は別途設けましょう。

ソーシャルサポート機能や地域
エンパワメント支援機能については、
常日頃 CSW に求められていること。
地域により一律ではないことを
どのように表現すれば
客観的評価につながるでしょう…



(2) 福祉活動交流会部会

日 時：令和元年 12 月 9 日（月） 14：00～16：30

場 所：茨木市役所南館 10階大会議室

参加者：68名（CSW 含まず）

小中高等学校校長・教頭・教諭、SSW、青少年指導員、主任児童委員、民生児童委員、ユースプラザ、茨木市子ども若者自立支援センター、放課後等デイサービス、大阪府社会福祉協議会社会貢献支援員、ひきこもり家族支援ネット、ひきこもり当事者 NPO 法人、子ども政策課、保健医療課、相談支援課

テーマ：みんなに居場所があるまち茨木～子ども・若者よりそいネットをひろげる～

目 的：様々な課題を抱えている子ども・若者の不登校・ひきこもり等が社会問題となっている。現状解決のために、個別支援を地域支援に発展させ、見守り・発見・つながりのセーフティネット体制づくりを推進し、関係諸団体、実践者のつながりの強化を目的とする。また今回の交流会では、子ども・若者の不登校・ひきこもりの実態を知り、支援の在り方を学ぶ。

内 容：①茨木市の不登校・ひきこもりの現状についての報告

茨木市子ども若者自立支援センター くろす

主任カウンセラー 上村 喜代栄氏

②ひきこもり当事者の話

NPO 法人ウィークタイ 代表理事 泉 翔氏

③ひきこもり当事者家族の話

ひきこもり・家族支援ネット 代表 上田 幸子氏

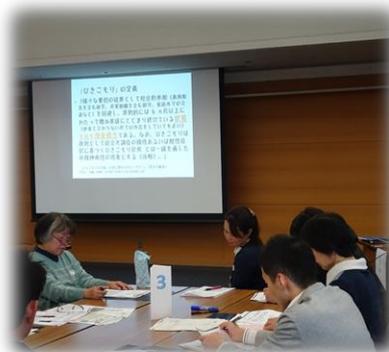
④CSW 実践報告

CSW 秋吉 真季

⑤意見交換会（グループワーク）

地域の子どもの様子について／報告を聞いた感想

これまでにできたこと、今後できそうなこと／その他

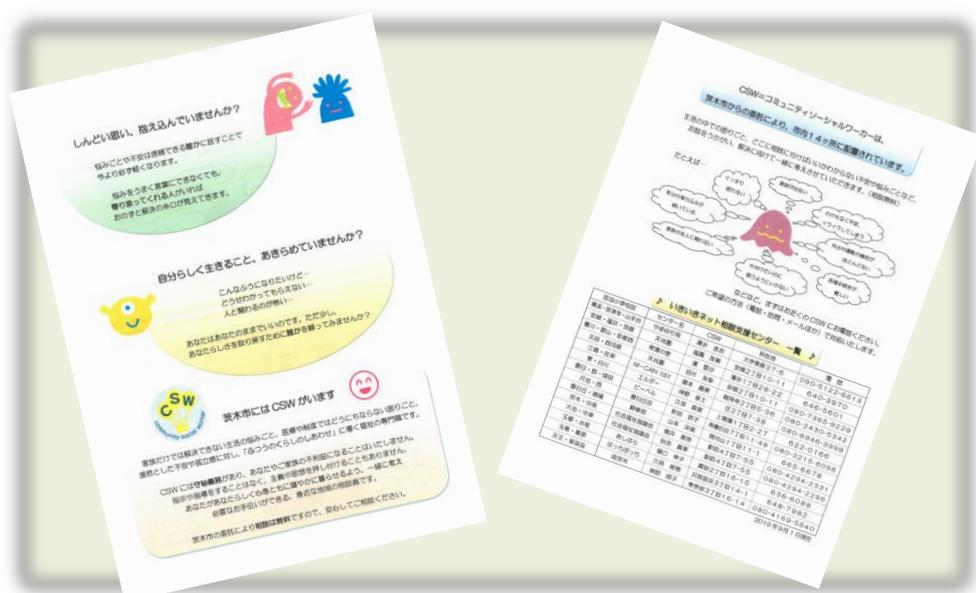


(3) 周知部会

CSW が茨木市全域に配置されて 14 年経ちました。地域で活動される方や関係機関には CSW を身近な地域の相談員として認知していただけるようになりましたが、より広く市民の皆さんにも CSW を知っていただき、誰もが安心して暮らし続けられる茨木市を目指して「号外チラシの作成」「啓発活動」「活動報告書の編集」を行いました。

* 号外チラシの作成

8050 問題が社会問題化され、注目を集めました。ひきこもり状態にある方やその家族など、SOS を発信しにくい方の気持ちに寄り添えるようなチラシを作成しました。



* 啓発活動

実施日	場所	対象者	活動内容
令和元年 5 月 27 日	茨木市消防本部	茨木市消防署員	CSW の活動について
令和元年 8 月 26 日	茨木警察署	茨木市警察署員	CSW の活動について
令和元年 8 月 28 日	市内精神科病院	病院スタッフ	CSW の活動について
令和元年 11 月 17 日	イオンモール (オレンジリボン キャンペーン)	子育て世代など 市民	CSW 啓発ティッシュ・ チラシ配布
令和元年 12 月 3 日	市内総合病院	病院スタッフ	CSW の活動について

* 活動報告書の編集

相談件数や相談内容のみならず、今年度の流れや課題、テーマに沿った活動内容を掲載しました。



こんなことはありませんか？

あなたや、あなたのお近くにいる方が抱え込んでいる
困りごと…
ひとりで抱えるのはしんどくないですか？
まずは、“話すこと”から始めてみませんか？



断りきれない
訪問販売

しつこくかかってくる
勧誘電話



辛く気分が落ち込んだ
ところから抜け出せない

長く引きこもっていて
外出できない



とにかく
困っている…
でもいいんで



子育てのことに
悩んでいる

ずっと泣いている
赤ちゃん



物忘れがひどくなった
介護保険について知りたい



生活するお金に
困っている

子育てに無関心な
お母さん

生活の中でいろいろな悩みごとがあり、どこへ相談に行けば良いのか分からない…
など不安や困りごとなどお話をうかがい、
解決にむけて一緒に考えさせていただきます。(相談無料)

CSWは、茨木市内の14か所にいます。
各小学校区の担当CSWは、裏面でご確認ください。



CSW配置事業は茨木市からの委託事業です

♪いきいきネット相談支援センター 一覧♪

担当小学校区	いきいきネット 相談支援センター	CSW	連絡先	
清溪・忍頂寺・ 山手台	やまゆり苑	清水 まお	大字泉原 37-6	090-5122- 6613
安威・福井・ 耳原	天兆園	福隅 友美	安威二丁目 10-11	640-3970
豊川・郡山・彩 都西	常清の里	田村 綾 (~7月) 濱 里沙 (8月~)	清水一丁目 28-22	646-5601
太田・西河原	天兆園	目片 友梨	安威二丁目 10-11	090-7365- 9229
三島・庄栄	M-CAN (ミカン)	藤本 晶美	総持寺二丁目 5-36	080-2430- 5342
東・白川	エルダー	神野 享士	庄二丁目 7-38	080-8946- 3999
春日・郡・畑田	ビーバル	久保 麻美	上穂積一丁目 2-27	622-0166
沢池・西	春日丘荘	新田 恭子	南春日丘七丁目 11-48	080-3215- 6096
春日丘・穂積	静華苑	山本 洋美	見付山一丁目 11-1	665-6678
茨木・中条	茨木市社会福祉協議会	横井 美奈	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294- 2331
大池・中津	茨木市社会福祉協議会	秋吉 真季	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294- 2296
玉櫛・水尾	あしはら	樋口 幸子	真砂二丁目 16-15	636-6088
玉島・葦原	はっちぼっち	久貝 美穂	沢良宜浜三丁目 14-1	648-7982
天王・東奈良	南茨木	榊野 照子	東奈良三丁目 16-14	080-4169- 5540

令和元年度

CSW : Community Social Worker



茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会会則

(名称)

第1 本会は、茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱に定める活動を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカー間の情報の交換を行うとともに活動水準の均一化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉の計画的な推進に関する事。
- (2) セーフティネット体制づくりに関する事。
- (3) 要援護者に対する見守り・相談に関する事。
- (4) 関係機関相互の報告、連絡、相談等に関する事。

(構成)

第4 協議会は、コミュニティソーシャルワーカーで構成する。

(役員)

第5 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選するものとする。
- 3 副会長は部会長をもって充てる。
- 4 会長及び副会長と兼任はできないものとする。
- 5 会長、副会長の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第6 協議会は、第2に定める目的を達成するため、部会を設置する。

- 2 部会には部会長を置く。
- 3 部会長は部会員の中から互選するものとする。

(定例会)

第7 定例会は、会長が招集する。

- 2 定例会の議長及び書記は、定例会の都度、会長が指名するものとする。

3 会長は必要に応じて、定例会にオブザーバーを参加させることができる。

(ブロック)

第8 業務の連絡調整を円滑に行うため、市内の日常生活圏域で情報共有を図る。

(庶務)

第9 庶務は、茨木市健康福祉部相談支援課において処理するものとする。

2 庶務は、会の事務的業務等を担い、必要に応じて協議会に助言等を行う。

(会則の変更)

第10 この会則の変更は、市と協議会との協議の上で行う。

(その他)

第11 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市と協議会との協議の上で定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

おわりに

本市は、2006年（平成18年）4月から、概ね中学校区を単位として地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）を、市内の社会福祉法人とNPO法人に委託し、14人のCSWが地域に根差した活動を続け14年目を迎えました。現在では、様々な相談ごとが持ち込まれるようになり、身近な相談支援機関として定着してきたように感じています。

CSWの業務は、相談援助がメインとされている方が多いように思いますが、要援護者支援に必要とされる健康福祉セーフティネットの構築・維持・拡充を担う重要な役割もあります。そのため、CSWはその時々々の社会情勢を敏感に察知し、担当する地域が抱える課題や生活実態を明確にしたうえで支援関係者と地域の現状を常に共有しながら活動を続けています。

令和元年度は「不登校、ひきこもり」を題材に、子ども・若者支援に必要なネットワーク構築に取り組み、支援者間の顔の見える関係づくりへ踏み出したところです。

地域には、多くの支援が必要な方が潜在していると言われてますが、CSW1人で発見することは大変難しいのが現状です。

是非、この冊子を通じてCSWの活動をご理解いただき、お困りの方への支援が皆さんの手でつながっていくように、CSWの存在を広く周知していただけますようご協力をお願いします。

健康福祉部相談支援課 竹下綾子

発行：茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

編集：平成31（令和元）年度 周知部会

福隅 友美 （いきいきネット相談支援センター天兆園）

新田 恭子 （いきいきネット相談支援センター春日丘荘）

横井 美奈 （いきいきネット相談支援センター茨木市社会福祉協議会）

濱 里沙 （いきいきネット相談支援センター常清の里）